

東京都高濃度PCB廃棄物収集運搬支援事業助成金交付要綱

(制定) 平成29年8月24日付都環公技技第249号理事長決定

(目的)

第1条 この要綱は、東京都高濃度PCB廃棄物収集運搬支援事業実施要綱（平成29年7月31日付29環資産第323号。以下「実施要綱」という。）第7条第4号に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け事務を執行する東京都高濃度PCB廃棄物収集運搬支援事業（以下「本事業」という。）における助成金（以下「助成金」という。）の交付に関する必要な手続その他の必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱で使用する用語は、実施要綱で使用する用語の例による。

(助成対象者)

第3条 本事業において交付する助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

(1) 中小企業者

次のアからキまでのいずれかに該当する者（次のアからキまでに掲げる者以外の一又は二以上の会社（以下この条において「大企業者」という。）の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が2分の1以上である者、その者との間にその者による完全支配関係（法人税法施行令（昭和40年3月31日政令第97号）第4条の2第2項に規定する完全支配関係をいう。以下この号において同じ。）がある者、大企業者との間に完全支配関係がある者を除いたものをいう。）

- ア 資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（イからキまでに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- イ 資本の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- ウ 資本の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- エ 資本の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- オ 資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人であって、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- カ 資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、ソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- キ 資本の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人であって、旅館業に属する事業を主たる事業として営むもの

(2) 中小企業団体等

次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する
中小企業団体(事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、
企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会)

イ 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構
成員たる事業者の3分の2以上が前号のアからキまでのいずれかに該当する者である
もの(アに掲げるものを除く。)

(3) 常時使用する従業員の数が100人以下の法人(第1号及び第2号に該当するものを除く。)

(4) 高濃度PCB廃棄物を保管している個人

(助成対象経費)

第4条 本事業において交付する助成金の交付対象となる経費の合計(以下「助成対象経費」という。)は、助成対象者が都内において保管している高濃度PCB廃棄物の収集運搬等に要する経費(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)であって、都と協議のうえ公社が必要かつ適切と認めたものとする。

(助成金の額及び助成限度額)

第5条 本事業において交付する助成金の額は、助成対象者の別に応じて、それぞれ以下に定める方法で算出した額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

- (1) 第3条第1号から第3号までのいずれかに該当するもの(清算中、特別清算中又は破産手続中の法人を除く。) 助成対象経費の2分の1
- (2) 第3条第4号に該当するもの又は清算中、特別清算中若しくは破産手続中の法人 助成対象経費の100分の95
- 2 実施要綱第3条第4号アからオまでの措置に係る助成対象経費の助成限度額は、次の(1)から(3)までに定める額とする。
- (1) 実施要綱第3条第4号アからウまでの措置に係る助成対象経費の助成限度額は、高濃度PCB廃棄物の種類に応じて次の表に定める額とし、高濃度PCB廃棄物の数が2以上である場合は、その種類ごとの助成限度額を合計した額とする。

高濃度PCB廃棄物の種類	前項第1号に定める 助成対象者	前項第2号に定める 助成対象者
変圧器類	260,000円	494,000円
コンデンサー類	115,000円	218,500円
PCB原液及びPCBを含む油類	115,000円	218,500円

- (2) 実施要綱第3条第4号エの措置に係る助成対象経費の助成限度額は、次の表に定める額とし、当該措置が必要となる高濃度PCB廃棄物の数が2以上である場合は、その助成限度額に高濃度PCB廃棄物の数を乗じた額とする。

措置の種類	前項第1号に定める 助成対象者	前項第2号に定める 助成対象者
実施要綱第3条第4号エの措置	50,000円	95,000円

- (3) 実施要綱第3条第4号オの措置に係る助成対象経費の助成限度額は、次の表に定める額とする。

措置の種類	前項第1号に定める 助成対象者	前項第2号に定める 助成対象者
実施要綱第3条第4号オの措置	230,000円	437,000円

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成対象事業を実施する前に助成金交付申請書（別記第1号様式）を公社に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書の写し
- (2) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「J E S C O」という。）が発行するP C B機器等登録確認書（登録P C B廃棄物リストを含む。）の写し
- (3) J E S C Oが発行する中小企業者等軽減制度審査結果通知書の写し
- (4) 印鑑証明書（発行後3箇月以内のもの）
- (5) 助成対象経費に係る見積書の写し（税抜きの金額が記載されたもの）
- (6) その他公社が必要と認める書類

(交付申請の受付期限及び受付停止)

第7条 前条第1項の助成金の交付申請の受付期限は、平成33年3月31日とする。

2 前条第1項の助成金の交付申請の受付は、先着順に行うが、予算の範囲を超えた日をもって、交付申請の受付を停止する。

3 前項の規定にかかわらず、公社は、予算超過日に複数の申請があった場合は、当該申請書の中で抽選を行い、申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の予算を超えない範囲で受理するものを決定する。

(助成金の交付決定及び通知)

第8条 公社は、第6条第1項の申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類を審査し、その内容を適當と認めるときは、予算の範囲内で助成金の交付を決定するものとする。

2 前項の助成金の交付の決定に当たっては、条件を付すものとする。

3 公社は、助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により、助成金の交付決定額、助成条件その他必要な事項を申請者に通知するものとする。

4 申請者は、公社から前項の規定による通知を受けた日以降に助成対象事業に着手するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 公社は、助成金の交付決定後、天災地変その他事情変更により助成対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認めるときは、助成金交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(変更承認申請等)

第10条 助成対象事業を行う者（以下「助成事業者」という。）は、第8条第3項の規定による助成金交付決定通知を受けた後、助成対象事業の内容を変更しようとするとき又は廃止しようとするときは、事業（変更・廃止）承認申請書（別記第3号様式）に関係書類を添えて、公社に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、助成対象物の処理施設搬入時の計量で、重量変更が生じた場合はこの限りではない。

(変更承認及び通知)

第11条 公社は、前条の申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類を審査し、その内容を適當と認めるときは、これを承認するものとする。

2 前項の場合において、助成金の交付決定額の変更を伴うときは、予算の範囲内で当該変更を決定するものとする。

3 第8条第2項の規定は、前項の変更の決定について準用する。

4 公社は、第1項の承認をしたときは、事業（変更・廃止）承認通知書（別記第4号様式）により、前条の申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 助成事業者は、助成対象事業に係る事業が完了した日の翌日から起算して15日を経過する日又は平成33年12月31日のいずれか早い日までに助成金実績報告書（別記第5号様式）を公社に提出するものとする。なお、助成対象物の処理施設搬入時の計量により、助成対象経費が変更した場合、別記第5号様式に、変更の内容を記載すること。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- ア 産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票B 2票（運搬終了票））の写し。電子マニフェストにあっては、収集運搬が終了したことが分かる画面を印刷したもの。
- イ 請求明細書の写し（税抜きの金額を記載したもの）
- ウ 支払を確認することのできる書類（高濃度PCB廃棄物の収集運搬等を請け負った業者の発行した領収書その他これに類するものをいう。）の写し
- エ 助成対象事業に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理委託契約書の写し
- オ その他公社が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第13条 公社は、前条第1項の実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る助成対象事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、速やかに助成金確定通知書（別記第6号様式）により助成事業者に通知するものとする。

(助成金の支払及び請求)

第14条 助成金の支払は、前条に定める助成金の額の確定後に行うこととする。

2 助成事業者は、助成金の交付を受けるため、前条による助成金の額の確定通知書を受けた後、速やかに助成金請求書（別記第7号様式）を公社に提出するものとする。

(決定の取消し)

第15条 公社は、助成金の交付の決定後、次の各号の一に該当すると認められる場合には、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 助成対象事業を廃止したとき。
 - (4) 助成金の交付決定の通知を受ける日の前に助成対象事業に着手したとき。
 - (5) 予定の期間内に助成対象事業を完了しないとき。
 - (6) その他助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、助成金の額の確定を行った後においても適用があるものとする。
- 3 公社は、助成事業者が第1項第1号、第2号又は第6号に該当した場合、助成事業者の氏名又は名称及び不正の内容を公表することができる。
- 4 公社は、助成金の交付の決定の取消しをしたときは、文書により速やかに申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第16条 公社は、助成金の交付の決定を取り消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し既に交付した助成金があるときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずる。

- 2 公社は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金を交付しているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 公社は、第1項の規定により助成金の返還を命じたときは、助成事業者に対して、当該命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控除した額）について、年10.95%の割合

(年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

- 4 公社は、前項の規定により助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。
- 5 公社は、助成事業者に対し助成金の返還を命じた場合において、助成事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額について、年10.95%の割合(年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。
- 6 前項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(個人情報の取扱い)

第17条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者に係る個人情報及び企業活動上の情報(以下「個人情報等」という。)については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供することができる。

- 2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、公社が別に定める。

附 則(平成29年8月24日付都環公技技第249号)

この要綱は、平成29年8月31日から施行する。